

県の消費生活センターの名称が変わります。

県消費生活センターの広域的な役割を明確にし、県民の皆さまがより利用しやすい環境を整えるため、平成 27 年 4 月 1 日から県消費生活センターの名称を変更します。

所在地や電話番号、受付時間に変更はありません。

※受付時間はすべてのセンターで 8 : 30 ~ 17 : 00 (土・日・祝日・年末年始は休み) です。

(現名称) 長野消費生活センター

⇒ (新名称) 北信消費生活センター

住 所 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 9 8 - 1

県長野保健福祉事務所庁舎 1 階

電話番号 0 2 6 - 2 2 3 - 6 7 7 7

F A X 0 2 6 - 2 2 3 - 6 7 7 1

(現名称) 松本消費生活センター

⇒ (新名称) 中信消費生活センター

住 所 〒390-0852 松本市大字島立 1, 0 2 0 県松本合同庁舎 4 階

電話番号 0 2 6 3 - 4 0 - 3 6 6 0

F A X 0 2 6 3 - 4 0 - 3 7 0 1

(現名称) 飯田消費生活センター

⇒ (新名称) 南信消費生活センター

住 所 〒395-0034 飯田市追手町 2 - 6 4 1 - 4 7

電話番号 0 2 6 5 - 2 4 - 8 0 5 8

F A X 0 2 6 5 - 2 1 - 1 7 0 3

(現名称) 上田消費生活センター

⇒ (新名称) 東信消費生活センター

住 所 〒386-8555 上田市材木町 1 - 2 - 6 県上田合同庁舎 6 階

電話番号 0 2 6 8 - 2 7 - 8 5 1 7

F A X 0 2 6 8 - 2 5 - 0 9 9 8

(お問い合わせ先) 長野県県民文化部県民協働課消費生活室 ☎0 2 6 - 2 2 3 - 6 7 7 0